



流 福 審 第 2 3 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会  
会長 小島 富美子



「流山市障害者就労支援センターの設置及び管理に関する条例」  
の一部改正について（答申）

平成 2 6 年 1 0 月 2 2 日付け流社第 5 1 7 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

条例の一部改正について審議した結果、条例改正案に賛同します。

なお、今後の対応にあたり、次の意見を申し添えます。

- 1 流山市就労支援センター利用対象年齢を「65歳未満」に改正したことにより予測される利用者の増加については適切に対応し、働く意欲と能力のある障害者の支援を今まで同様に行うこと。
- 2 障害者就労支援センターは、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、地域障害者職業センターなどの労働関係機関と相互に連携・協力をして必要な支援を行うこと。

また、障害者本人に対する支援だけでなく、企業への障害者雇用についての理解と関心を高める努力をすること。

「就労」は「生活」の一部にあたるので、就労支援を行うに当たっては、生活支援も同時に進めること。